

～水銀に関する水俣条約～ その後を探る



『環境首都水俣』に学ぶ水高生から世界への「いのち」の発信

熊本県立水俣高等学校 2年生3名



要旨

水俣条約が発効されてから、2年が経過し、2019年11月末までに締約国会議が3回開かれている。水俣条約の意義について考え、これまでに水俣条約がどれくらい浸透し国内ではどのような法律が整備されたのかを検証したい。また、水俣という地名が条約につけられていることを受け、水俣条約が水俣市に期待することをとりあげてみたい。

背景

(1) 水銀に関する水俣条約の意義

- 水銀に関する水俣条約の意義として、水俣条約は先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、排気等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止をめざすものである。
- 世界最大の水銀利用・排出国である中国や、化学物質・廃棄物に関する条約をこれまで批准していない米国も積極的に交渉に参加。多くの国の参加を確保しつつ、その中で水銀のリスクを最大限削減できる内容に合意。
- “Minamata Convention”の命名は、水俣病のような健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と、対策に取り組む意志を世界で共有する意味で有意義。また、水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、現在の水俣市の姿を内外にアピールするものである。

(2) 水俣条約発効までの流れ

- 1956年：水俣病の公式確認
- 1998年：長距離越境大気汚染条約が重金属議定書を採用
- 2001年：国連環境計画（UNEP）が水銀プログラムを開始
- 2009年：法的拘束力のある水銀の規制（条約化）に合意
- 2013年：「水銀に関する水俣条約」を採用（熊本市：水俣市）
- 2017年：8月16日に条約が発効

(3) 水俣との連携

- 水俣条約記念行事
- 水銀対策技術の紹介ビデオ
- 水俣環境アカデミアを拠点とした研修・専門家会合等

研究結果

水俣条約の締結と国内担保措置

水俣条約は水銀を全体にわたって管理するものである。そのため関連する法令は多岐にわたる。日本では、既存の法令での条約担保に加え、新たに「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が制定された。大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の改正等を行い、2016年2月に条約を締結した。

水銀汚染防止法について

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源（条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。

条約発行後の水俣市の関わり

- 水俣条約記念行事
- 水銀に関する水俣条約記念フォーラム2018-19を開催

課題

- 水俣条約の発効に関して、国内法の整備は進んでいるのか
- 水俣条約発行後、水俣市と連携はどのようになっているのか

解決策

- 多方面での国内法の整備
- 水俣市でのイベントや締約国会議への継続参加
- 水俣条約が人の命を守る重要な条約であることを発信

参考文献

- ・水銀に関する水俣条約の概要と国内の取組について（環境省環境保健部水銀対策推進室 室長補佐 齊藤 貢）
- ・環境省 HP（<http://www.env.go.jp/>）
- ・水俣市 HP（<https://www.city.minamata.lg.jp/default.html/>）